

# 令和5年度 第1回 一宮市景観審議会

日時：令和6年3月27日(水)午後2時00分より

場所：一宮市役所本庁舎11階 1101会議室

## 次 第

1 開会

2 新委員紹介

3 会長の選出

4 議題

議題第1号

一宮市景観計画の届出状況について（報告）

議題第2号

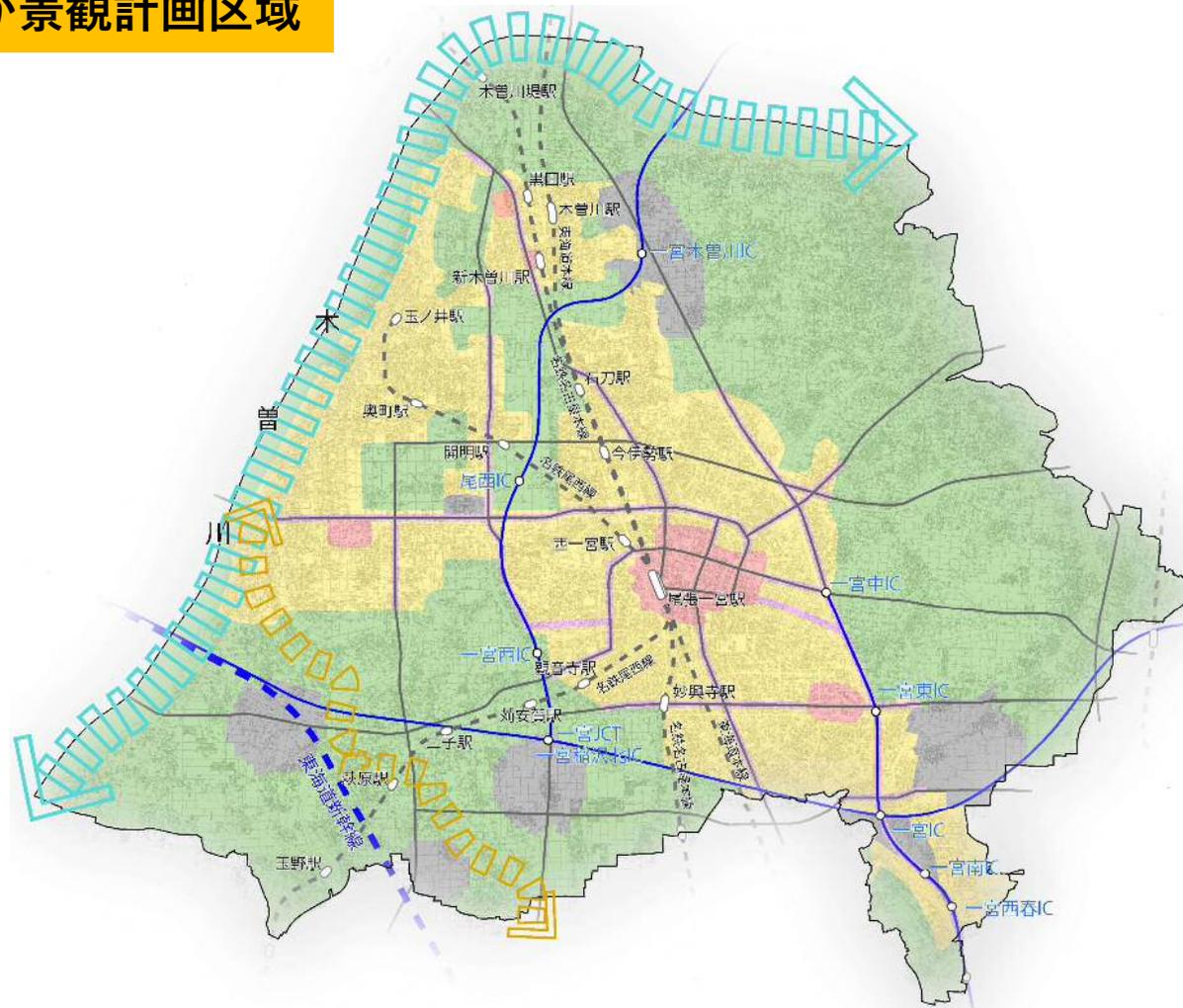
景観専門監について（報告）

5 閉会

# 一宮市景観計画の届出状況について

# 景観計画区域

一宮市全域が景観計画区域



- 河川景観軸
- 歴史街道景観軸
- 田園景観ゾーン
- 商業景観ゾーン
- 住宅景観ゾーン
- 工業景観ゾーン
- 沿道景観ゾーン

軸・ゾーンの設定図

# 行為の制限について

## 届出対象行為

届出対象 行為		区分					
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン
建築物	改築、移転、 建築物の新築、増築、 外観を伴う修繕 ※	・全て	・高さ10m超 ・建築面積 300㎡超	・高さ10m超 ・建築面積 500㎡超	・高さ13m超 ・建築面積1,000㎡超	・高さ15m超 ・建築面積 1,000㎡超	・高さ13m超 ・建築面積 1,000㎡超
工作物※		・全て	・高さが10m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが5m超、かつ当該建築物の高さとの合計が10m超	・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超	・高さが15m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が15m超	・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超	
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが5mを超える擁壁、その他これに類するもの</li> <li>・長さが10mを超える橋りょう、高架道路、高架鉄道、その他これらに類するもの</li> </ul>					

都市計画法の許可を必要とする開発行為に準じる

# 行為の制限について

景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
配置	・河川景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。	●						
	・歴史街道景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。		●					
	・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。			●	●	●	●	●
	・建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化する。	●	●	●		●	●	
	・隣り合う建築物の壁面位置を揃えるよう、できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とする。 ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。	●	●	●	●	●	●	●
	・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。		●	●	●	●	●	●
	・公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。				●	●		●

「●」：該当箇所

# 行為の制限について

景観形成基準	区分						
	河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
・堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	●						
・歴史街道沿いの建築物は、歴史的資源や伝統的建築物と調和するデザインとする。		●					
・田畑近傍に立地する建築物は、田園景観と調和するデザインとする。			●				
・商業・事務系の建築物は、にぎわいと品位を高めるデザインとする。				●			
・マンションをはじめ大型建築物は、落ち着いたデザインとする。					●		
・工場、倉庫系の建築物は、周辺に圧迫感を与えない落ち着いたデザインとする。						●	
・商業系の建築物は、にぎわいと沿道の一体感を高めるデザインとする。							●
・河川景観との調和に配慮する。	●						
・周囲の建築物や歴史街道との調和に配慮する。		●					
・周囲の建築物やまちなみ及び田園景観との調和に配慮する。			●				
・周囲の建築物やまちなみとの調和や統一感に配慮する。				●	●	●	●
・建築物の低層部における形態、意匠に配慮し、歩くのが楽しくなる快適な歩行空間を創出する。				●			

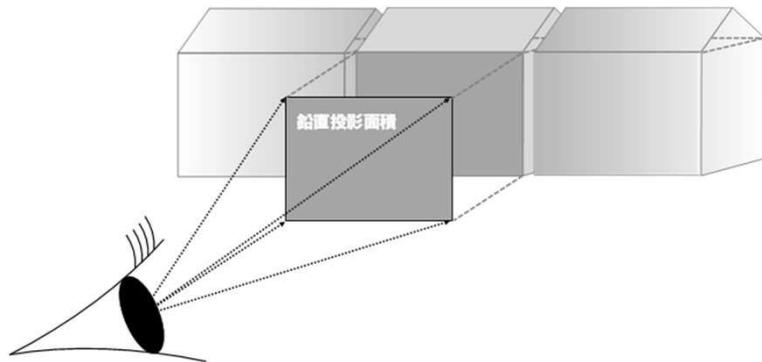
「●」：該当箇所

# 行為の制限について

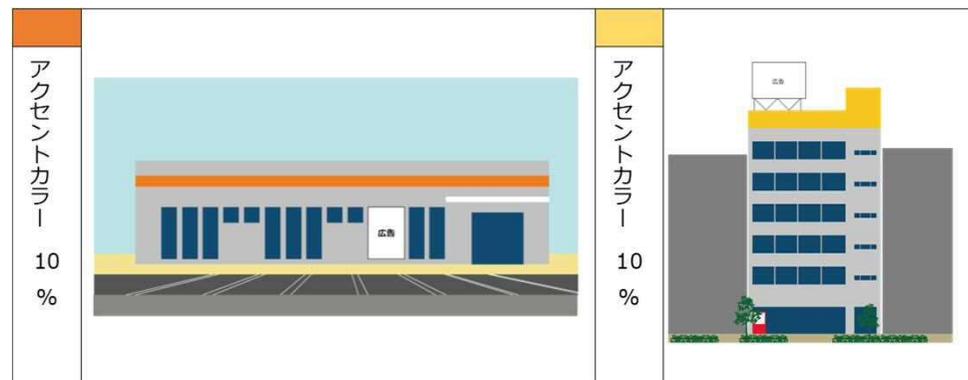
景観形成基準	区分						
	河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
・建築物の外壁は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする。 ・派手な色は用いない。色彩は色彩基準※1を超えないものとする。 ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材や無彩色のガラス等の材料によって仕上げられた部分の色彩または鉛直投影面積※2の100分の10以下の範囲で、外観のアクセント色（アクセントカラーの例は※3を参照）として着色される部分の色彩においては、この限りではない。	●	●	●	●	●	●	●
・周辺の景観と調和し、経年変化による退色や汚損にくい素材を用いる（自然素材は除く）。	●	●	●	●	●	●	●

「●」：該当箇所

## ■鉛直投影面積のイメージ



## ■アクセントカラーのイメージ



# 行為の制限について

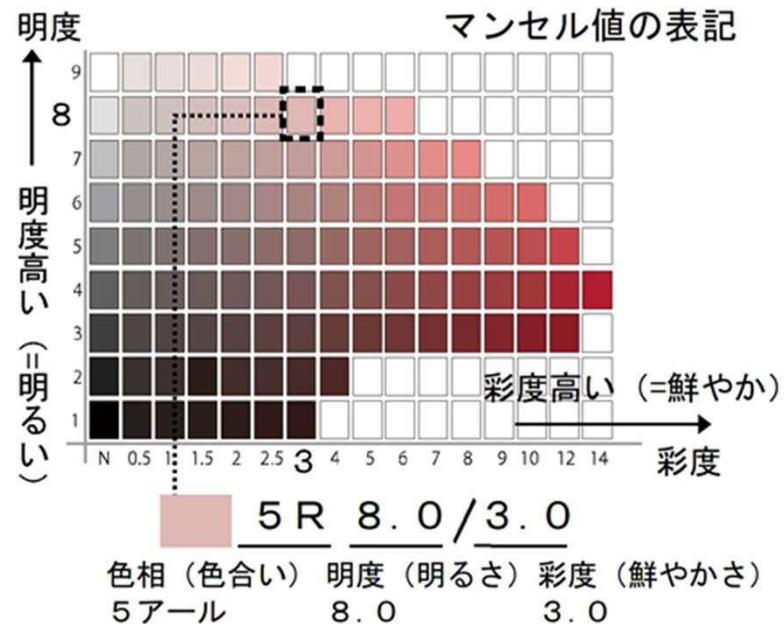
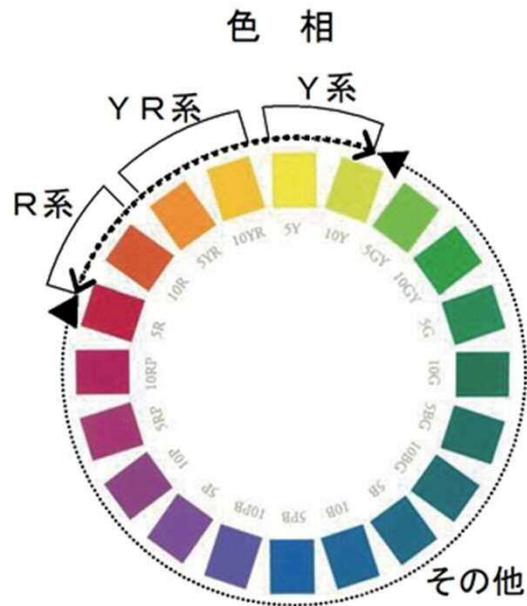
景観形成基準	区分						
	河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
付 属 設 備	・空調室外機等の建築設備は、河川敷、堤防道路等から見えない位置に設ける。	●					
	・空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける。		●	●	●	●	●
	・建築物の外観意匠と調和した囲い等を設ける、又は緑化により周囲の景観を阻害しない。	●	●	●	●	●	●
	・屋上に設置する場合は、河川敷及び堤防道路から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。	●					
	・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物等から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。		●	●	●	●	●
	・敷地内は植栽などにより緑化する。	●	●	●	●	●	●
外 構 ・ 緑 化	・敷地内の沿道部には樹木や花壇を設け、四季を演出する。		●	●	●	●	●
	・工場、倉庫においては、周囲の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木を植栽する。					●	
維 持 ・ 管 理	・建築物の良好な外観が保たれるように、維持・管理する。	●	●	●	●	●	●

「●」：該当箇所

# 行為の制限について

## 色彩の景観形成基準

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R~Y	なし	4以下
	その他		2以下
その他の市全域	R~Y	4以上	6以下
	その他		2以下



# 【景観計画区域内行為】

## 届出及び通知件数

### 届出件数 (景観法第16条第1項関係)

建築物	17件 (内訳：新築13件、増築3件、色彩の変更1件) (用途：新築 → 倉庫2件、店舗3件、 共同住宅5件、老人ホーム1件 機械式駐車場2件) 増築 → 病院2件、工場1件) 色彩の変更 → 遊技場1件)
工作物	1件 (内訳：新築1件) (用途：新築 → 携帯電話無線基地局1件)
開発行為	10件

※令和5年12月末日現在

# 【景観計画区域内行為】 届出及び通知件数

## 通知件数 (景観法第16条第5項関係)

建築物	3件 (内訳：色彩の変更3件) (用途：小学校3件)
工作物	0件
開発行為	0件

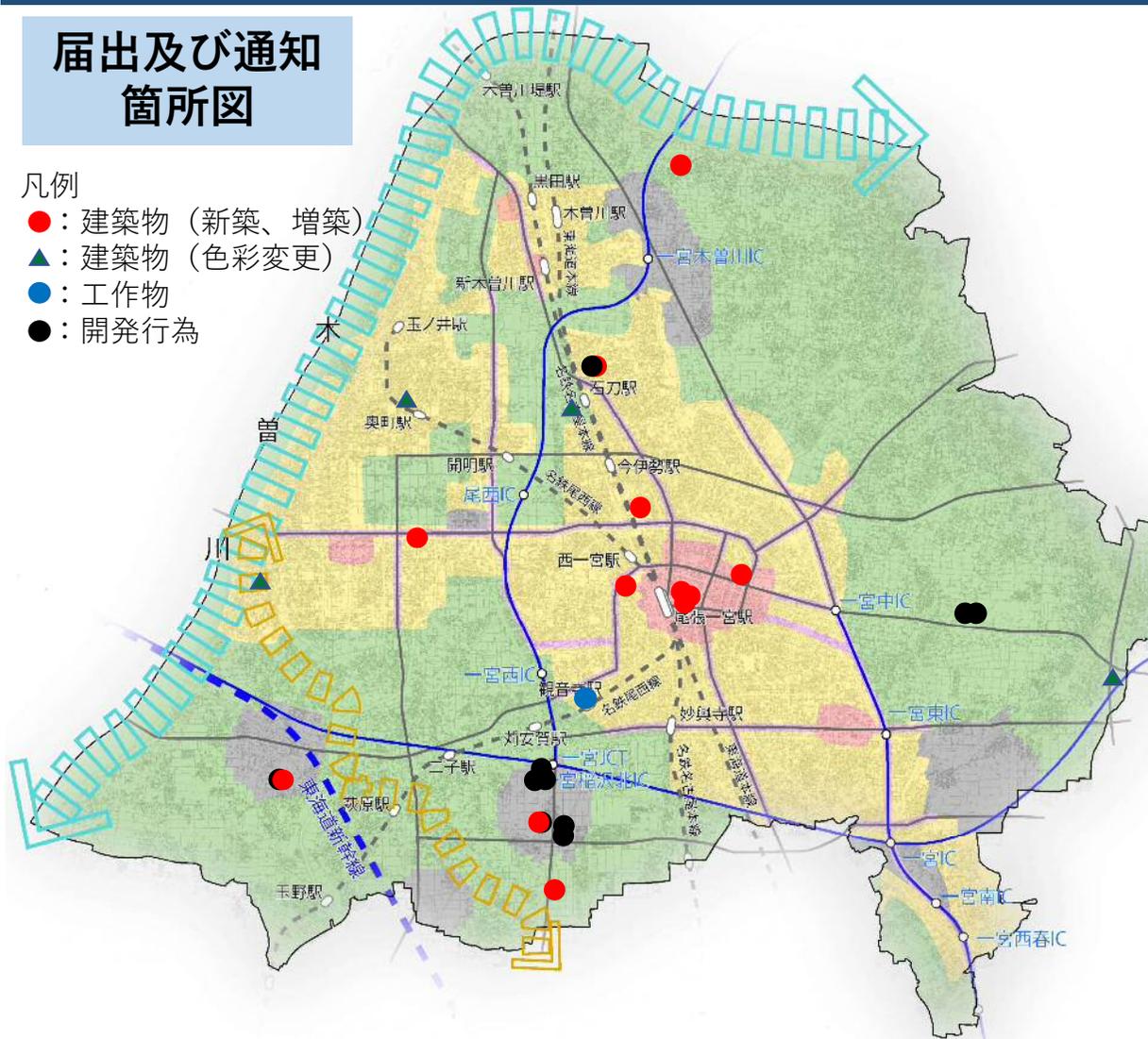
※令和5年12月末日現在

# 【景観計画区域内行為】 届出及び通知件数

## 届出及び通知 箇所図

凡例

- ：建築物（新築、増築）
- ▲：建築物（色彩変更）
- ：工作物
- ：開発行為



ゾーン別件数【単位：件】

届出通知内容	建築物		工作物	開発行為	計
	新築増築	色彩変更			
河川景観軸					
歴史街道景観軸					
田園景観ゾーン	2	2		2	6
商業景観ゾーン	8				8
住宅景観ゾーン	3	2	1	1	7
工業景観ゾーン	2			7	9
沿道景観ゾーン	1				1
<b>計</b>	<b>16</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>10</b>	<b>31</b>

※令和5年12月末日現在

# 【景観計画区域内行為】 届出及び通知件数

ゾーンごとによる建築物及び工作物の用途別件数【単位：件】

ゾーン	建築物								工作物	計
	新築・増築						色彩変更			
	共同住宅 機械式 駐車場	倉庫	店舗	老人 ホーム	工場	病院	小学校	遊技場	携帯電話 無線基地局	
 田園景観ゾーン		1		1			1	1		4
 商業景観ゾーン	6						2			8
 住宅景観ゾーン	1		2				2		1	6
 工業景観ゾーン		1			1					2
 沿道景観ゾーン	1									1
計	8	2	2	1	1	2	3	1	1	21

※令和5年12月末日現在

# 【事例1】 建築物（倉庫）の新築

区分	工業景観ゾーン
建築面積	3,091.08 m <sup>2</sup>
建築物の高さ	22.32 m

## 【マンセル値】

### ○色彩基準内

- ・ 5Y9/0.5
- ・ 1.2PB6.2/0.4
- ・ 5B6/1
- ・ N6
- ・ N7
- ・ 9.7GY6.9/1.7

### ○色彩基準外

- ・ 6.25PB5/6
- ・ 面積割合 3.7%

【圧迫感のない配置】

【落ち着いたデザイン】

【室外機等の景観配慮】

【敷地内緑化】



# 【事例1】 建築物（倉庫）の新築

区分 工業景観ゾーン  
 建築面積 3,091.08 m<sup>2</sup>  
 建築物の高さ 22.32 m

## 【色彩基準】

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R~Y	なし	4以下
	その他		2以下
その他の市全域	R~Y	4以上	6以下
	その他		2以下

## 【マンセル値】

### ○色彩基準内

- ・ 5Y9/0.5 (梁)
- ・ 1.2PB6.2/0.4 (外壁1)
- ・ 5B6/1 (梁)
- ・ N6 (庇)
- ・ N7 (外壁2)
- ・ 9.7GY6.9/1.7 (屋根)

### ○色彩基準外

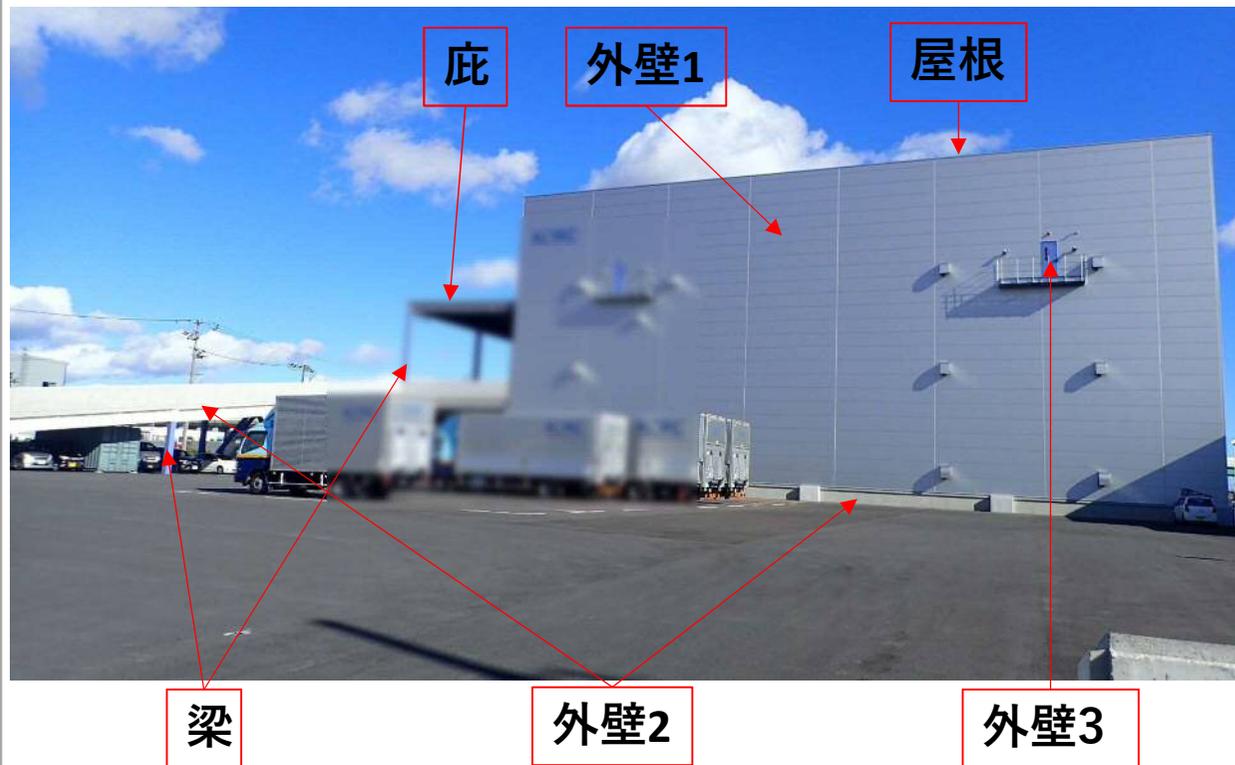
- ・ 6.25PB5/6 (外壁3)
- ・ 面積割合 3.7%

【圧迫感のない配置】

【落ち着いたデザイン】

【室外機等の景観配慮】

【敷地内緑化】



# 【事例1】 建築物（倉庫）の新築

区分	工業景観ゾーン
建築面積	3,091.08 m <sup>2</sup>
建築物の高さ	22.32 m

## 【マンセル値】

### ○色彩基準内

- ・ 5Y9/0.5（梁）
- ・ 1.2PB6.2/0.4（外壁1）
- ・ 5B6/1（梁）
- ・ N6（庇）
- ・ N7（外壁2）
- ・ 9.7GY6.9/1.7（屋根）

### ○色彩基準外

- ・ 6.25PB5/6（外壁3）
- ・ 面積割合 3.7%

## 【圧迫感のない配置】

## 【落ち着いたデザイン】

## 【室外機等の景観配慮】

## 【敷地内緑化】



# 【事例1】 建築物（倉庫）の新築

区分	工業景観ゾーン
建築面積	3,091.08 m <sup>2</sup>
建築物の高さ	22.32 m

## 【マンセル値】

### ○色彩基準内

- ・ 5Y9/0.5（梁）
- ・ 1.2PB6.2/0.4（外壁1）
- ・ 5B6/1（梁）
- ・ N6（庇）
- ・ N7（外壁2）
- ・ 9.7GY6.9/1.7（屋根）

### ○色彩基準外

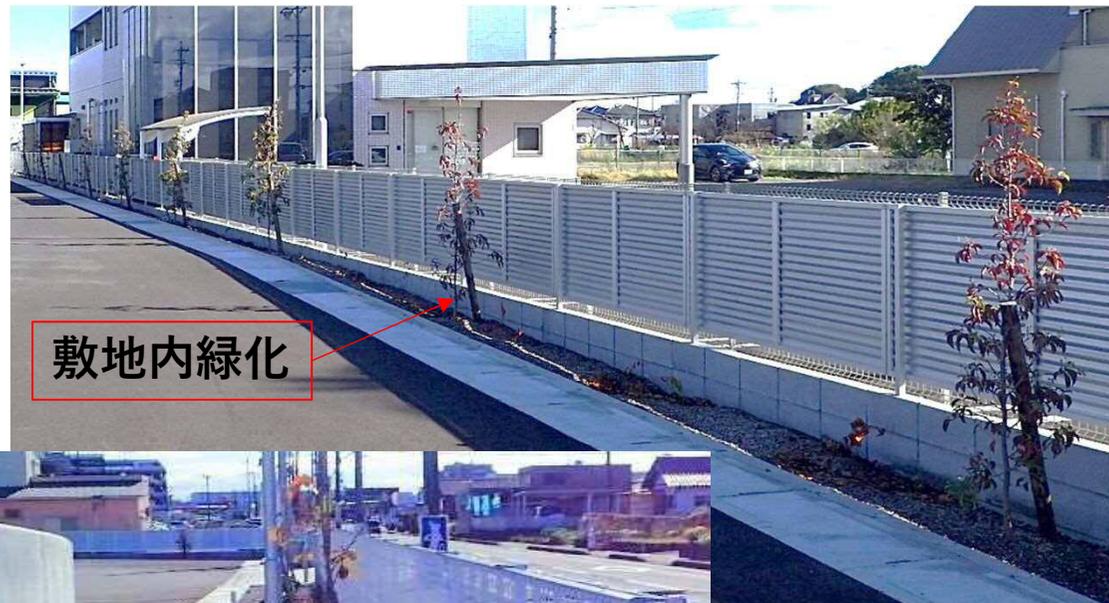
- ・ 6.25PB5/6（外壁3）
- ・ 面積割合 3.7%

## 【圧迫感のない配置】

## 【落ち着いたデザイン】

## 【室外機等の景観配慮】

## 【敷地内緑化】



敷地内緑化



道路沿いの緑化

## 【事例2】 建築物（高等学校）の増築

区 分	住宅景観ゾーン
建築面積	6,603.16 m <sup>2</sup>
建築物の高さ	17.60 m

- 【マンセル値】  
○色彩基準内
- ・ 1.0Y6.1/4.0
  - ・ 2.3Y6.7/4.3
  - ・ 0.9Y7.1/3.7
  - ・ 2.5Y7/0.5
  - ・ N7.5
  - ・ N5.5

【圧迫感のない配置】  
【落ち着いたデザイン】  
【室外機等の景観配慮】  
【敷地内緑化】



# 【事例2】 建築物（高等学校）の増築

## 【色彩基準】

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R~Y	なし	4以下
	その他		2以下
その他の市全域	R~Y	4以上	6以下
	その他		2以下

区分 住宅景観ゾーン  
 建築面積 6,603.16 m<sup>2</sup>  
 建築物の高さ 17.60 m

## 【マンセル値】

### ○色彩基準内

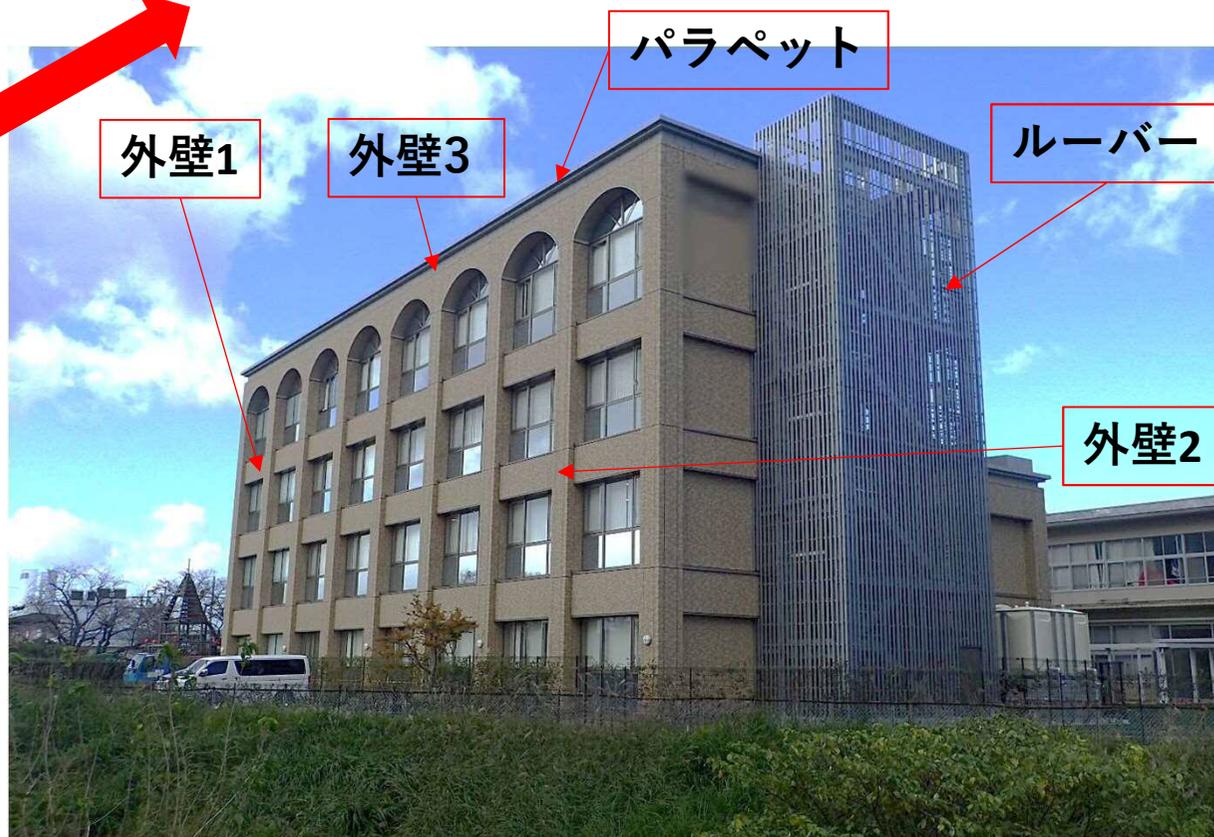
- ・ 1.0Y6.1/4.0 (外壁1)
- ・ 2.3Y6.7/4.3 (外壁2)
- ・ 0.9Y7.1/3.7 (外壁3)
- ・ 2.5Y7/0.5 (ルーバー)
- ・ N7.5 (パラペット)
- ・ N5.5 (巾木)

### 【圧迫感のない配置】

### 【落ち着いたデザイン】

### 【屋外階段等の景観配慮】

### 【敷地内緑化】



# 【事例2】 建築物（高等学校）の増築

区分 住宅景観ゾーン  
建築面積 6,603.16 m<sup>2</sup>  
建築物の高さ 17.60 m

## 【マンセル値】

### ○色彩基準内

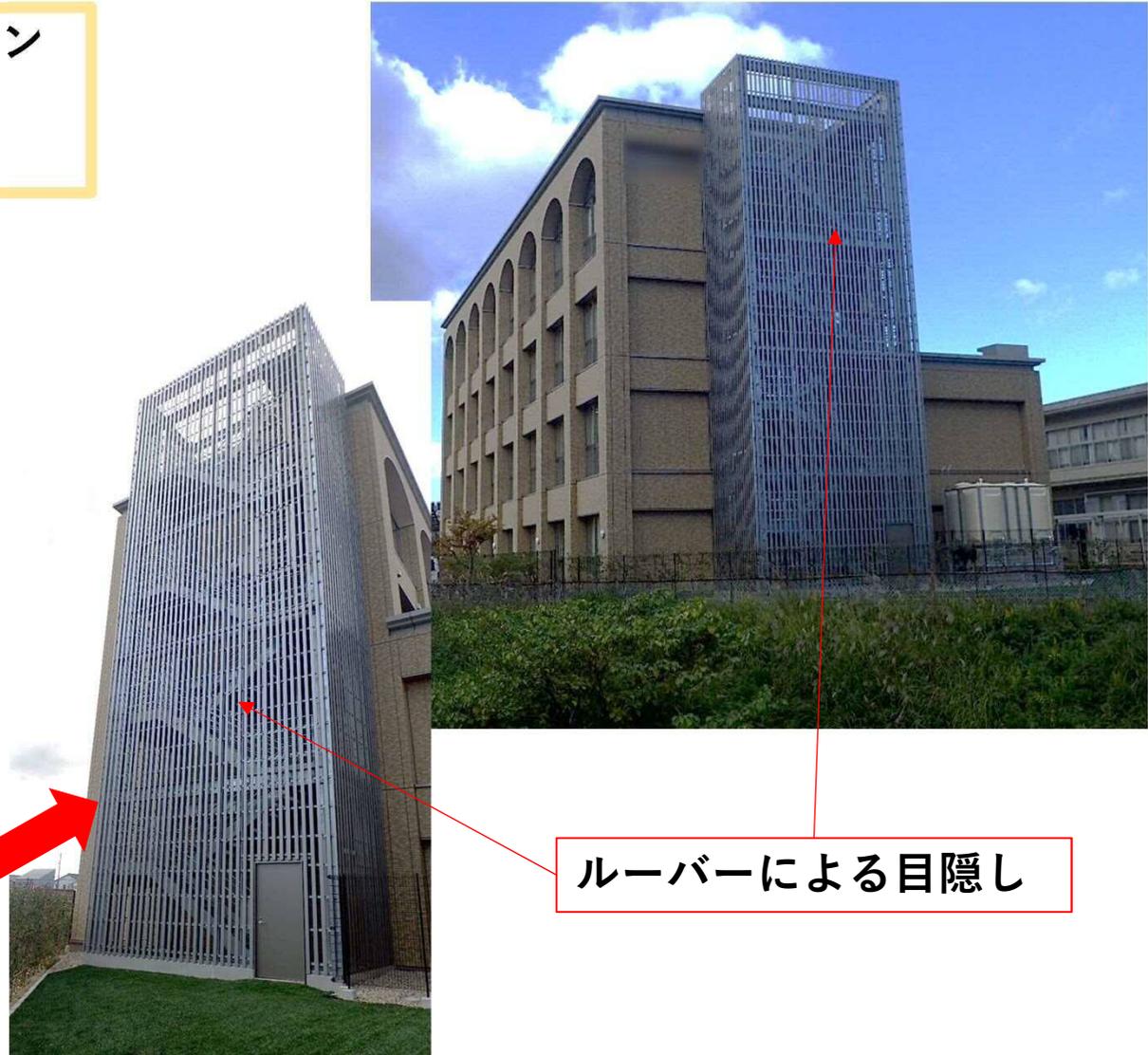
- ・ 1.0Y6.1/4.0 (外壁1)
- ・ 2.3Y6.7/4.3 (外壁2)
- ・ 0.9Y7.1/3.7 (外壁3)
- ・ 2.5Y7/0.5 (ルーバー)
- ・ N7.5 (パラペット)
- ・ N5.5 (巾木)

【圧迫感のない配置】

【落ち着いたデザイン】

【屋外階段等の景観配慮】

【敷地内緑化】



ルーバーによる目隠し

# 【事例2】 建築物（高等学校）の増築

区分 住宅景観ゾーン  
建築面積 6,603.16 m<sup>2</sup>  
建築物の高さ 17.60 m

## 【マンセル値】

### ○色彩基準内

- ・ 1.0Y6.1/4.0 (外壁1)
- ・ 2.3Y6.7/4.3 (外壁2)
- ・ 0.9Y7.1/3.7 (外壁3)
- ・ 2.5Y7/0.5 (ルーバー)
- ・ N7.5 (パラペット)
- ・ N5.5 (巾木)

### 【圧迫感のない配置】

### 【落ち着いたデザイン】

### 【屋外階段等の景観配慮】

### 【敷地内緑化】



# 【事例3】 工作物（橋梁）の修繕

区分 田園景観ゾーン  
橋梁延長 18.3 m  
橋梁名称 佐野新橋  
(一宮市千秋町佐野地内)

【マンセル値】  
○色彩基準内  
・ 10Y6/1  
・ N8

【落ち着いたデザイン】  
【統一感のある色彩】



# 【事例3】 工作物（橋梁）の修繕

区 分 田園景観ゾーン  
橋梁延長 18.3 m  
橋梁名称 佐野新橋  
(一宮市千秋町佐野地内)

【マンセル値】  
○色彩基準内  
・10Y6/1 (高欄)  
・N8 (地覆)

【落ち着いたデザイン】  
【統一感のある色彩】



# 【景観計画区域内行為】 届出及び通知件数

## 年度ごとの比較

令和5年12月末日現在

		建築物		工作物	開発行為	計
		新築・増築	色彩変更			
令和3年度	届出	9 (12)	— (2)	9 (11)	5 (6)	23 (31)
	通知	— (—)	8 (9)	— (—)	— (—)	8 (9)
令和4年度	届出	24 (26)	— (—)	7 (9)	5 (7)	36 (42)
	通知	— (—)	8 (8)	— (1)	— (—)	8 (9)
令和5年度	届出	16	1	1	10	28
	通知	—	3	—	—	3

※ ( ) は当該年度の3月末日時点の件数

# 景観専門監について

# 景観専門監について

- **目的** 市の活性化を図るため、一宮市の景観の質を向上させることにより価値を高め、一宮らしい景観づくりを推進するにあたり、景観の専門的な知識と経験を有する民間の専門家を配置
  
- **採用者** 竹内 誠（たけうち まこと）  
  
【経歴】  
（株）竹内デザイン 代表取締役  
公益社団法人日本サインデザイン協会 会長  
東洋美術学校 非常勤講師  
新宿区景観まちづくり相談員  
いちのみやサインフォーラム2022 基調講演講師
  
- **勤務形態等**
  - 職の区分 特別職（非常勤）
  - 勤務体系 月2回
  - 配 属 まちづくり部（担当：公園緑地課）
  
- **任期**
  - 令和5年10月1日～令和6年9月30日（再任を妨げない）
  
- **職務内容**
  - ① 景観形成に関するアドバイス
  - ② 景観施策の推進
  - ③ 市職員の育成

# 景観専門監の職務内容

## ① 景観形成に関するアドバイス

- ・ 景観に関わる公共施策・公共事業のデザインを監修する。  
ex. 公園整備・改修、都市計画道路整備、橋梁整備・塗装、土地区画整理事業、まちなかウォークアブル推進事業、マンホール設置、公共施設建築・改修、サイン設置、まちなかアート、夜間照明、各種イベント、パンフレット等
- ・ 景観法に基づく届出対象のうち、大規模建築物（高さ10m超え又は建築面積3,000㎡超え）におけるアドバイスを行う。 ※
- ・ 景観条例に基づく都市景観形成地区【銀座通り】の届出対象におけるアドバイスを行う。 ※
- ・ まちづくり協定締結地区（本町通り・結び小路・伝馬通り）内の建築行為におけるまちづくり協議会へのアドバイスを行う（協議会からの申出）。 ※

## ② 景観施策の推進

- ・ 尾張一宮駅前地区の景観法に基づく景観重点地区の指定に向け、住民への説明及び協議を円滑に進めるためのアドバイスを行う。

## ③ 市職員の育成

- ・ 職員を対象に景観における知識及び技術の向上を図る研修を実施する。  
ex. 講義、現場見学、ワークショップ

※は令和6年4月1日より

## 景観審議会委員と景観専門監の役割

景観審議会委員	景観専門監
<p>景観行政に関する重要事項を調査・審議する機関である景観審議会の委員として、景観計画の改定、景観法に基づく勧告、屋外広告物の規制等に関する審議を行い、行政の意思決定に直接関与する権限を有する</p>	<p>行政や民間事業者に対して、景観の専門家として景観に関する助言・指導を通じて、景観形成に関する能力を向上させる行政職員の役割を担う</p>

# 景観専門監の勤務実績

## ① 景観形成に関するアドバイス

- ・ 景観に関わる公共施策・公共事業のデザインの監修（主なもの）

相談案件	主な内容
保健所新設	外観、サインのデザイン
スケートパーク新設	サインのデザイン
小学校、消防署外壁塗装塗替え	色彩
地下駐車場、一宮駅東口ロータリー改修 市民病院駐車場改修	サインのデザイン
観音寺駅駅前広場整備	舗装ブロック、サインのデザイン
パスポートセンター整備	内装、サインのデザイン
一宮駅東口ロータリーちらし 納税ポスター 都市公園マップ	デザイン

## ③ 市職員の育成

- ・ 職員を対象に景観における知識及び技術の向上を図る研修を実施  
令和6年3月8日（金） デザインに関する研修 約100名